

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



1 身元保証等高齢者サポートサービスに関するトラブルにご注意を！

少子高齢化が進み、高齢者の単身世帯が増える中、「日常生活のちょっとした手伝いをします」、「引越・入院などの際の保証人になります」等の高齢者を対象としたサービス(高齢者サポートサービス)が広まってきています。一方で、こうしたサービスに関する相談も寄せられています。

1. 身元保証等高齢者サポートサービスの主な内容

- ①日常生活支援サービス：買い物など日常生活の支援や緊急時の親族への連絡。
- ②身元保証サービス：医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証。
- ③死後事務サービス：遺体の確認・引き取り、住んでいた住居の原状回復等の手続き。

2. トラブル事例

- ①病院に入院する際、「身元保証が必要」と言われ、高齢者サポートサービス事業者と契約したら、日常金銭管理や死亡後の手続きまで含まれる契約だった。解約したい。
- ②身元保証サービスや死後の手続きを代行する業者と契約したら、預託金200万円をすぐに支払うように言われているが、詳細な説明がない。

3. トラブル防止のポイント

- ①自分の要望を明確にして事業者伝え、不要なサービスまで契約しないよう、サービス内容や料金等をよく確認しましょう。
- ②利用するサービスを想定して、今後かかる費用の総額を支払えるかどうか、あらかじめ契約をする前に検討しましょう。
- ③契約内容を変更あるいは解約する場合の手続きを文書で説明してもらい、契約書等とともに大切に保管しましょう。

港区立消費者センター

まずはお電話を！

☎ 03-3456-6827 (相談専用電話)

港区ホームページ
QRコード

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ) ※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで



2 「特定原付」電動キックボードはルールを守って安全に!!

新たな交通手段として注目されている電動キックボード等は、以前は原付等の扱いでしたが、新しいルールとして「特定小型原動機付自転車（特定原付）」ができました（令和5年7月1日施行）。これに適合するものは運転免許不要でヘルメット着用も努力義務となり、気軽に利用出来ることから（下表参照）、飲酒運転やヘルメット未着用的人身事故などが発生しています。パリでは事故の多発や無謀運転などを理由に2023年9月レンタルサービスが禁止されました。

車輪が小さく、立って乗車するため、特に路面の凹凸が見えにくい夜道や路肩、重い荷物を肩に下げての走行、急ブレーキ等でバランスを崩しやすくなります。交通法規を守り、慎重な運転を心がけましょう。

電動キックボード等のルール	令和5年6/30まで 原動機付自転車	令和5年7/1以降 特定小型原動機付自転車
運転免許	必須	不要
ヘルメットの着用	必須	努力義務
走行場所	車道のみ	原則車道※
速度制限	30km/h(原付一種)	20km/h※ 速度抑制装置で制御
年齢制限	免許証に準ずる	16歳以上
自賠責保険	必須	必須
ナンバープレート	必須	必須(10cm×10cm) 右図参照



適合しないものは一般原付等扱いです

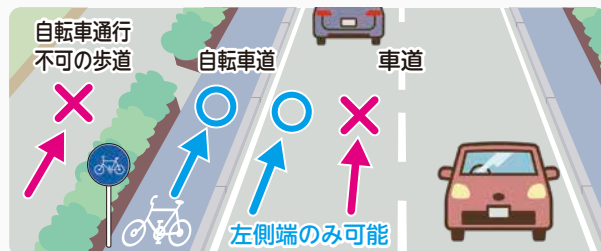


※特例特定原付（最高速度6km/h、最高速度表示灯点滅）のみ、自転車が通行可能な歩道に限り走行可。ただし、歩行者優先。



- 事故被害軽減のために、頭部に合った大きさ・形状で、SGマークなどの安全性を示す適合マークのあるヘルメットを着用しましょう

- 車道と歩道または路側帯の区別のある所では、車道又は自転車道を走行



適合マークの例

SGマーク CEマーク(EN1078)

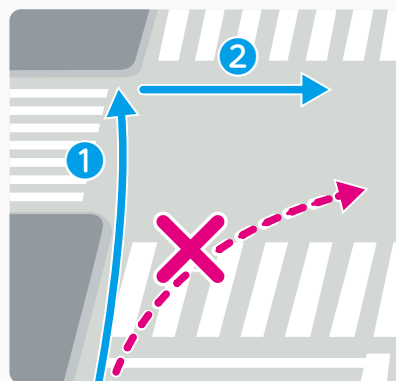
番号も要確認！
自転車用ヘルメットではないものもあり

JCF公認マーク JCF推奨マーク



最高速度表示灯
(緑色)
車道等では点灯、歩道では点滅

- 交差点での右折は二段階で！



- 曲がるときはウィンカー
- 運転中の携帯電話使用禁止
- 二人乗り禁止
- 飲酒運転禁止
- 保安基準に適合した車両であること
性能等確認済シール等で確認！

飲酒運転は、悪質、危険な犯罪です。

- 交通事故発生時は負傷者を救護し、直ちに警察官に報告！



性能等確認済シール例

詳しくはこちら

東京都 HP



警視庁 HP



国土交通省 HP

